

# 役員報酬支給細則

**第1条** この細則は、学校法人関東学園役員報酬規程第8条に基づき、役員報酬の支給に関し必要な事項を定める。

**第2条** 専任理事俸給は、別表第1のとおりとする。

→

別表第1

期	俸給月額（円）
1	671,000
2	719,000
3	767,000
4	815,000
5	863,000
6	911,000
7	958,000
8	1,007,000
9	1,054,000
10	1,103,000
11	1,150,000
12	1,198,000
13	1,215,000

**第3条** 兼務理事俸給は、別表第2のとおりとする。

→

別表第2

期	支給月額（円）
1	120,000
2	130,000
3	140,000
4	150,000

**第4条** 非常勤理事手当は、別表第3のとおりとする。

→

別表第3

支給月	手当額 (円)
6月	670,000
12月	770,000

**第5条** 監事俸給は、別表第4のとおりとする。

→

別表第4

	支給月額 (円)
監事	192,000

**第6条** 新任の専任理事につき、別表第1にかかる期の格付けは、年齢、経歴、前職における俸給額、担当職務及び他の役員の俸給額等を勘案の上、理事会で決定する。

2 再任された専任理事は、前任時において適用された期の1段階上位の期の俸給額を適用する。但し前任時の就任期間が任期2年に満たなかった場合は、この限りでない。

3 再任されたことにより最高の期に達したときは、これにかかる俸給額を上限とする。

**第7条** 新任の兼務理事は、別表第2にかかる第1期の俸給額を適用する。

2 再任された兼務理事は、前任時において適用された期の1段階上位の期の俸給額を適用する。但し前任時の就任期間が任期2年に満たなかった場合は、この限りでない。

3 再任されたことにより最高の期に達したときは、これにかかる俸給額を上限とする。

**第8条** 再任されず退任し、その後再び役員に選任された者の俸給額は、直近の退任時において適用された期を基準とすることができる。

**第9条** 役員の旅費・日当については、出張旅費規程及び海外旅費規程による。

**第10条** 専任役員のうち特に業績著しい者に対しては、理事会の議決により2期の等級を別途に特別昇給を行うことができる。

**第11条** この細則は、役員報酬等の支給の基準として、公表する。

**第12条** この細則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この細則は、2020（令和2）年4月1日から施行する。